

東京23区に直近1年以上住んでいる

YES

過去10年間のうち、通算5年以上東京23区に  
在住又は通勤している  
(※在住と通勤の年数は合算可能)

YES

※一定の要件に該当する場合、東京23区  
の大学などに通学した期間も通算年数に含  
めることが可能。

東京23区内の在住年数だけで通算  
年数が5年以上である

YES

移住先(勝浦市)での働き方は？

YES

東京(23区外)・埼玉・神奈川から  
東京23区内に通勤していた年数を  
含めると通算5年以上である

NO

対象外

NO

東京(23区外)・埼玉・神奈川(※)から東京23区に  
直近1年以上通勤している



※条件不利地域は、対象外

YES

NO

NO

①～⑤のいずれかに該当

<p><b>①就業(一般)</b> 「千葉県地域しごと NAVI」に移住支援金対 象求人として掲載され ている求人に就職</p>  <p>求人情報をチェック!</p>	<p><b>②就業(専門人材)</b> 千葉県が実施する「プロ フェッショナル人材戦 略拠点事業」を利用して 就職</p>	<p><b>③テレワーク</b> 所属先企業の命令ではなく自己 の意思により移住し、勝浦を生 活の本拠として、移住元での業 務を継続して行うこと。 ※以下の場合には対象外 ・週の半分を超えて東京へ通勤 している場合 ・通勤手当をもらっている場合</p>	<p><b>④関係人口</b> 勝浦市の創業支援等 事業計画に基づく「特 定創業支援等事業」を 受けた後、勝浦市で創 業をした者。  問合せ先： 勝浦市商工会 0470-73-0199</p>	<p><b>⑤起業</b> 地域課題解決型起 業支援事業に係る 起業支援金の交付 決定を受けている こと。</p> 
---	---	--	--	---

**移住支援金申請** (移住支援金の申請は、勝浦市に転入後3か月以上1年以内に行う必要があります)